

テナント営業に係る個別条件

6 テレビ付き床頭台営業

(1) 営業内容等

別添「岩手県立高田病院テレビ付き床頭台設置仕様書」によること。

(2) 備品等の設置

備品等の設置にあたっては事前に協議を行い、病院の許可を得て行うこと。

(3) 病院財産の使用料

医療局不動産管理規程（昭和41年岩手県医療局管理規程第8号、以下「不動産管理規程」という。）第6条の規定により不動産使用料を徴収する。

営業に係る電気料等の光熱水費は、使用実績に基づいて算定した額を徴収する。

(4) 営業許可期間

営業期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとして、不動産管理規程第5条に基づき不動産の使用許可を行う。

なお、特段の理由がない場合は年度更新を行えることとし、その都度、使用許可申請に基づいて許可を行う。

この場合、同一事業者による営業は7年を上限とし、これを超える場合は改めて公募を実施して事業者を決定する。

(5) その他

- ① 営業は、事業者に対して県が所有する行政財産の目的外使用許可に基づいて行うものであり、事業者には賃借権等の私法上の権益は一切認められないこと。
- ② 関係法令で規定する届出は事業者が行うこと。なお、営業により発生した問題等については、事業者が責めを負うこと。

岩手県立高田病院テレビ付き床頭台設置仕様書

設置するテレビ付き床頭台は、以下の仕様によるものとする。

1 プリペイドカード

1枚あたり1,000円とすること。

2 床頭台

- (1) 概ねW500mm×D500mm×H1,700mm程度のサイズとし、療養環境の向上につながる機能及び形状を有すること。
- (2) 患者がテレビを見る場合に、見やすいように向きや角度を調整することができ、未使用時は跳ね上げ等ができること。
- (3) 本体は木製で、キャスター付で、移動が容易に可能なこと。
- (4) 貴重品を保管するため鍵付金庫を備え付け、鍵の管理が簡単で職員に負担がかからないこと。
- (5) 患者等が鍵を紛失又は破損した場合は、事業者が対応し交換すること。
- (6) プリペイドカードの使用状況が確認できるタイマー等を設置すること。

3 テレビ

- (1) 冷蔵庫共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 視聴時間は1,000円あたり800分を下限とすること。
- (3) 床頭台に収納可能なサイズで、地上デジタル放送対応とすること。
- (4) 視聴時に隣接患者の迷惑にならないよう、装備等により対策を講じること。
- (5) 視聴可能チャンネルは、地上波、BS、及び院内放送とすること。(なお、ラジオ放送を聴くことが可能であると望ましい。)

4 冷蔵庫

- (1) テレビ共用プリペイドカード式とし、カード使用状況が表示されること。
- (2) 容量は概ね20リットル程度を有し、床頭台に収納されていること。
- (3) 使用時は20db以下の静音設計であること。

5 プリペイドカード販売機及び精算機

- (1) 販売機は2階談話室に1台設置すること。
- (2) 精算機は概ねW380mm×D330mm×H1,110mm程度のサイズとし、1階待合ホールに1台設置すること。
- (3) 10円単位で精算できること。
- (4) 盗難防止装置及び転倒防止装置が付いていること。

6 保守関係

- (1) テレビ付き床頭台、プリペイドカード販売機及び精算機の設置及び維持修繕は事業者が責任を持って行い、これらに要する経費は事業者が負担する。
- (2) カード補充及び精算機補充を随時実施し、カード利用実績計算書を毎月病院長に提出すること。
- (3) 故障時等に迅速に対応できるよう体制を整備すること。

7 NHKとの受信契約

事業者においてNHKと受信契約を締結し、受信料は事業者が負担することを不動産使用許可を行う場合の条件とし、不動産使用許可指令書に記載することとする。